

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道網走郡美幌町

## 2 構造改革特別区域の名称

長生きを楽しめる美幌町福祉輸送特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

北海道網走郡美幌町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

美幌町は、北海道の東部、オホーツク海から30km程度内陸に入った場所に位置し、日照時間の長い穏やかな気候と豊かな自然環境に恵まれた、農業を基幹産業とする農村地域である。また、オホーツク圏の中核都市である北見市と支庁所在地の網走市の中間に位置しており、医療や行政サービスが受けやすい等、地理条件にも恵まれている。さらに、道東の空の玄関口である女満別空港に隣接しているため首都圏からの利便性に優れており、天下の絶景美幌峠を中心に、年間100万人の観光客が訪れている。

美幌町の交通アクセスとして、JR石北本線、国道4路線が存在しており、その路線を中心に都市間バス、路線バスが運行している。町内に設置されているJRの駅は1ヶ所のみであり、場所も住宅地から遠い北端にあるため、利用者の多くはバス等を利用して駅まで行かなければならない状況である。路線バスについては、通勤通学時間帯を除くと1時間に1便程度の運行であり、この路線バスを補完するため町内循環バスを平成15年から運行しているが、主に国道や町内の中心部を運行しており、町内人口の3割程度しかカバーしていない状況である。路線、運行本数が共に少ない農村地区においてはバスの利用が困難であり、町民の多くは移動手段として自家用車に頼っているのが現状である。

人口構成を見ると、人口23,047人(平成17年11月30日現在)のうち、

65歳以上人口は5,539人で高齢化率は24.0%と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が1,077名、高齢夫婦世帯が2,216世帯となっており、高齢者人口の62.2%にあたる3,446名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者1,025名、知的障害者91名、精神障害者225名の移動制約者が生活しており、町内の交通アクセスの不便さや近隣の中核都市などへの距離を考えると、移動制約者に対する支援策が急務であると考えられる。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

当町において、801人(町人口比14.0%)が要介護(支援)認定を受けており(表-1)、そのうち、在宅においては472人(町人口比8.5%)が居宅介護サービスを利用している(表-2)。

高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の80.5%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については必ずしも全員が福祉車両による輸送を必要とする状況ではない。

よって、セダン型車両によるボランティア輸送により、多くの移動制約者へ輸送サービスを提供することが可能と考えられる。

表-1 要介護(要支援を含む)認定者数 (平成17年11月30日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	123	283	117	107	80	67	777
65～74歳	14	49	17	24	11	9	124
75歳以上	109	234	100	83	69	58	653
第2号被保険者	1	10	3	2	3	5	24
総数	124	293	120	109	83	72	801

表-2 居宅介護(居宅支援)サービス受給者数(平成17年11月30日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	80	218	71	54	23	12	458
第2号被保険者	1	7	3	1	2	0	14
総数	81	225	74	55	25	12	472
(再掲)	380(80.5%)			92(19.5%)			100%

## 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は1,025名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は635人、視覚障害者は79人を数える(表-3)。1級の肢体不自由障害者については福祉車両による輸送を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

よって、セダン型車両によるボランティア輸送により、多くの移動制約者へ輸送サービスを提供することが可能と考えられる。

表-3 身体障害者手帳交付状況 (平成17年11月30日現在) 単位:人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	123	37	2	137	2	301
2級	170	16	19		4	209
3級	95	4	11	37	7	154
4級	138	7	17	37	4	203
5級	81	7				88
6級	28	8	34			70
計	635	79	83	211	17	1,025

## 知的障害者

療育手帳の交付を受け町内に居住する方は91名であり、このうち24人が社会福祉法人が運営する通所授産施設及びグループホームを利用し、自立訓練や就労体験を通じて、地域での生活へ移行するための取組を実施している。(表-4)

知的障害者の多くは、交通法規の理解や安全確認などを的確にできない方が多く、介護者や運送環境が変わることによって精神的に不安定な状態になる方も多い。そのため、肢体不自由との重複がない知的障害者、特に中度以上の方に対する通院や余暇活動のための移動介助に当たっては、知的障害者と気心の知れたホームヘルパーの運転する福祉有償運送が必要であり、使用車両についても身体機能に障害がない方が多いため、セダン型車両で対応することが可能であると考えられる。

表 - 4 居住区分別知的障害者数 (平成17年11月30日現在) 単位：人

区 分	施設数	障害者区分別入居数				ヘルプ対象者 (再掲)
		重度	中度	軽度	計	
通所授産施設	1		6	12	18	18
グループホーム	2		3	3	6	6
在 宅	-	37	30		67	67
合 計	3	37	39	15	91	91

### 精神障害者

当町において精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、225名である。

精神障害の内容は多様であり、その症状に応じた対応が求められるが、その中でも引きこもり傾向にある方の場合、心を許した介護者と一緒に行動することにより初めて外に出ることが可能となったり、また、不安感の強い方は、環境の変化に柔軟に対応することが困難なため、公共交通機関の利用ができないといった状況がある。

こうした方々に対しては、日常介護を行っているヘルパーが輸送に対応する必要があり、また、輸送環境を変えないためにも、セダン型車両によるボランティア輸送を可能とし、ヘルパーが普段利用している車両で輸送を行うことが望ましいと考える。

### (2) 公共交通機関の状況

#### J R

J R石北本線において、特急列車が網走市～美幌町～北見市～札幌間を1日5往復、普通列車が網走市～美幌町～北見市間を9往復運行している。

しかし、町内に設置されている駅は「美幌駅」のみであり、住宅地から遠い北端に位置するため、他の交通機関を利用して駅まで行かなければならない状況である。また、ホームへ行くには、必ず跨線橋を渡らなければならないことから障害者や高齢者の利用が難しい状況にある。

### 路線バス

(株)北海道北見バスが、北見市～端野町～美幌町～津別町間を1日16往復、網走バス(株)が、網走市～美幌町間を1日10往復運行している。朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ1時間に1便の運行である。車両は、バリアフリー化されておらず、バス停留所も障害者対応にはなっていない。

### 町内循環バス

平成15年5月から阿寒バス(株)が町内循環バス(1乗車100円)を運行しており、1日11便循環させているが、主に国道や町中心部を運行しているため町内人口の3割程度しかカバーしていない状況である。また、視覚障害者や知的障害者に特段の配慮をした対応まではできていない。

### タクシー事業者

町内には、北海道交通(株)美幌支店、(有)北光ハイヤーの2社があり、前者はタクシー26台、後者は18台で営業しているが、障害者へ配慮したサービスの提供は実施できていない。また、福祉車両は、(有)北光ハイヤーが1台所有しているが、福祉車両による移動を希望する障害者全ての需要をカバーできる状態ではない。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当町においては、町内及び近隣市町村間の移動手段として、JR、路線バス、町内循環バスが運行されている。しかし、JR、バスともに便数が少なく、乗降場所についても駅は1ヶ所だけで住宅地から離れており、バス路線についても町全域を網羅していない状況である。このため、利用者にとって十分な利便性が確保できているとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっており、特に移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

福祉車両による輸送は、車イス等を常時利用される方や寝たきりの高齢者の移動手段としては有効であるが、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害児者、視覚障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が充分可能である。

このことから、台数の限られた福祉車両ではなく、セダン型等の一般乗用車両

を使用することにより、多くの利用者に対するサービス提供が可能となり、町内はもちろん近隣中核都市へも容易に移動することが可能となる。また、介護する家族の負担軽減にもつながり、高齢者、障害者が住みなれた地域で、健常者とともに安心して在宅生活を続けることが可能となり、地域福祉の充実を推進することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化を促す。

本事業の推進により、平成18年度から始まる第5期美幌町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「たがいに助けあい、温かなまちに」の実現と、町の将来像である「長生きを楽しめるまちづくり」を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年10月の介護保険による訪問介護の利用者216人中、通院の支援を受けた方は53人となっている。また、障害者支援費制度において、居宅介護受給者証の交付を受けた視覚障害者は1人、移動介護を必要とする障害児は20人となっている。さらに、近隣の精神病院に通院する患者は、精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方だけでも225名存在する。

今回申請する福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行なうことにより、これらの移動制約者の通院を安定してサービス提供することができ、さらには家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られるほか、北見市などの専門性の高い病院への通院や定期通院回数の増加などが見込まれる。特に、精神障害者は、定期的な通院による治療が必要であり、このサービスを利用することにより症状が安定することが期待できる。

さらに、社会的効果としては、この事業を実施することにより高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 美幌町移送サービス事業

- ・実施主体～美幌町
- ・対象者～美幌町内に居住する歩行困難な高齢者、身体障害者で一般交通機関の利用や家族による移送が困難なため、移送用車両による移送を必要とする者
- ・内 容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄りの医療機関までの移送。原則として美幌町内。
- ・利用料～無料
- ・車 両～リフト付車両（美幌町社会福祉協議会に運行委託）
- ・平成16年度利用者～458人 延べ239回利用

### (2) 福祉ハイヤー利用助成事業

- ・実施主体～美幌町
- ・対象者～本町に住所を有し、身体障害1級、2級に該当する下肢・体幹・視覚・内部障害の者及び65歳以上で3級に該当する下肢・体幹障害の者並びに母子通園センター・リハビリ教室に通所している者
- ・内 容～福祉ハイヤーチケットを年48枚交付（1枚当たりの料金はハイヤーの基本料金）
- ・利用料～利用1回当たり基本料金を超えた金額を自己負担
- ・車 両～ハイヤー事業者車両
- ・平成16年度利用者～利用券交付者 272人

別 紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容



## 別 紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

美幌町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が美幌町

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有するセダン型等の車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。福祉車両の所有台数が限られており、車イス等を使用しない移動制約者に対する移動サービスは十分に提供できていない現状にある。そこで、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者の通院及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

## (2) 美幌町福祉有償輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による美幌町福祉有償輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、美幌町保健福祉課に置く。

運営協議会は、美幌町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・マイスペース美幌会員（福祉有償輸送の利用者又は介護者）
- ・美幌町ボランティア連絡協議会
- ・北海道交通(株)美幌支店
- ・(有)北光ハイヤー
- ・美幌町自治会福祉部連合会
- ・北海道運輸局北見運輸支局長が指名する職員
- ・美幌町長が指名する職員

### 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

## (3) 運送主体

美幌町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

### 運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

#### 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

#### 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

#### (4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

#### (5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これに

よらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

#### (6) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### (7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

#### (8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

#### (9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。